

○小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用取扱要綱

平成 29 年 6 月 5 日

29 小秘第 162 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」の商標の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「商標」とは、商標登録第 5915293 号の商標をいう。

(商標の使用)

第 3 条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、商標を改変することなく使用するときは、この限りでない。

(1) 市及びその関係機関が使用するとき。

(2) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。

(3) 個人、非営利団体等が当該団体等でのみ使用する時であつて、営利を目的としない活動において使用する時。

(4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。

(5) その他市長が適当と認めた時。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、商標の使用に係る承認（以下「使用承認」という。）の可否を決定し、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用承認（不承認）通知書（以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第 4 条 市長は、商標の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 小牧市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 商標を第7条に規定する遵守事項に反して使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第5条 商標の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認の期間は、使用承認を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、使用承認の際に別に期間を定めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 商標を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 別に定めるマニュアルに従い商標を使用すること。
- (3) 商標に「小牧市マスコットキャラクターこまき山」を併記して使用すること。ただし、余白がないその他表記が困難と市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 商標のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 承認を受けたものを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標を使用した商品等は、完成後速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の規格が著しく大きいこと等により提出が困難である場合は、商標の使用状況が分かる写真の提出をもって、その提出に代える

ことができる。

（使用承認の内容変更）

第 8 条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用承認変更申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第 4 条の規定は、使用承認の変更について準用する。

（調査）

第 9 条 市長は、必要と認めたとき使用者に商標の使用状況等について報告させ、又は調査するものとする。

（使用承認の取消し）

第 10 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前条に規定する調査に応じないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が使用承認を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を付した書面をもって通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用承認に係る商標を使用してはならない。

4 市は、使用承認を取り消すことにより使用者に生ずる損害については、一切の責を負わない。

（損害賠償）

第 11 条 使用者が商標の使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、使用者がその責を負い、市は一切の責を負わない。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（令和元年 3 1 小秘第 4 5 4 号）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 小シ第 1 0 1 4 号）

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市中心市街地にぎわい創出事業費補助金交付要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱、小牧市中心市街地空き店舗対策事業費補助金交付要綱、小牧市観光協会事業費補助金交付要綱、小牧市公式イラスト「織田信長公」の使用に関する要綱、小牧市地域ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用取扱要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱、名古屋コーチン観光資源事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市中心市街地にぎわい創出事業費補助金交付要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱、小牧市中心市街地空き店舗対策事業費補助金交付要綱、小牧市観光協会事業費補助金交付要綱、小牧市公式イラスト「織田信長公」の使用に関する要綱、小牧市地域ブランドロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用取扱要綱、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱、名古屋コーチン観光資源事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 7 年 6 小シ第 2 8 8 9 号）

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 小シ第 1 1 5 7 号）

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 2 日から施行する。